

石川県における実業教育の展開過程

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 江森, 一郎, 胡, 国勇 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/640

石川県における実業教育の展開過程

——納富介次郎と石川県工業学校¹⁾の創立をめぐる——

江森 一郎・胡 国勇*

The Process of Developing Industrial Education in Ishikawa Prefecture
—Noutomi Kaijiro and Foundation of The Ishikawa Industrial School—
 Ichiro EMORI, Hu Guo Yong*

はじめに

産業化と教育については、日本の近代化や経済発展、政治や社会に広く関わる課題であり、今まで先学の優れた研究がたくさん残されている分野である。²⁾しかし、特定の時代、特定の地域の実業教育についての研究は、まだ十分とは言えないと思っている。そこで、日本初の地方公立中等工業学校と言われる石川県工業学校に焦点を当て、明治20年代石川県の政治、経済の情勢とのかかわりの中にその設立経緯を探り、特に創立者納富介次郎の功績と限界を究明し、他方で実業教育についての法制はまだ確立しておらず、産業はまだ非常に幼稚であった発足当時、極貧弱の環境の中に試行錯誤を繰り返しつつ達成した地方の実業教育の実像を描き出してみたい。今日多く発展途上国の直面している困難をかつて日本ではいかに克服したのか、またなぜ克服しきれなかったのかを明らかにしたい。

I 金沢工業学校の創立の背景

1 明治初期以来の石川県の殖産興業と工芸伝授

石川県の産業化のプロセスで、まず最初に挙げられるのは石川県勸業試験場の創立である。明治5年金沢区会所は柿木畠壯猶館の跡地に産物集会所の建物を移し、区方開拓所と称した。翌6年勸業試験所と改め、9年石川県に移管し

て石川県勸業試験場と称し、13年に廃止したが、その間石川県の工芸に貢献したところが少なくなかった。『明治十年府県勸業着手概況』によれば、石川県では勸業場を明治5年に貧民授産、救恤の目的で金沢に設立した。同7年には、ここで陶磁器の製造も始めた。同10年には資金をそれまでの「金沢人民共有ノ積金」と「県税ヨリ補助金」を付与していたものを、県庁直轄とし、「工農ノ生徒ヲ養成スル」こと及び、「新規ノ事業ヲ試験スル」ことを本旨とするに至った。これはその後の技術養成、試験場などの基本となったものとみられる。そのうちで「今養成スル所ノ生徒ハ磁器三十一名、織物十五名、瑠璃細工二十名、染業八名ナリ」とあり、陶磁器すなわち九谷焼の職工の養成にかなり力が注がれていたことが認められる。最も成果があったのは製陶であるようである。明治13年まで続いた製陶科があり、その伝習生は60から70名に達し、円窯築造、染付絵付、製型、赤絵付、洋釉絵付などについて、京都、金沢の良工から技術を習得させた。生徒には、等級に従い1日2銭から5銭までの手当を支給し、授業師に15銭から50銭までの日給を与えた。4年間に伝習生徒は、70名前後に達したという。また、人材育成の重要な方法として、東京の博覧会事務局の実地試験場に伝習生を送ることなどもした。

次に注目されるのは、石川県勸業博物館である。始めは金沢博物館と称した。明治11年6月には金沢勸業博物館と改称された。そして明治13年7月に県立とされた。この年6月に石川県

平成10年9月16日受理

* 金沢大学社会環境科学研究科

勸業試験場が廃止になったので、県立の勸業施設は勸業博物館のみとなり、勸業奨励あるいは工芸美術の発展のための幅広い活動を行うことになった。明治12年「管下ノ工芸改良進歩ノ為ニ図書室ヲ館内ニ設置シ、陶銅漆工等ノ参考ニ供スベキ古今ノ図書並ニ写真等ヲ聚メ」³⁾更に付属図書室に夜学室を開設した、そこに毎月一回図案の競技会を開き、これを蓮池会と称した。蓮池会と同18年に設立されたもう一つの団体の絵画講究会は私立画学校の設立を図っていた。県側も絵画を盛んにして石川県の特産工芸品の改良に着手しようという立場からこれを支援した。⁴⁾しかしこの計画は、資金不足で、果たせなかった。

2 納富介次郎の来県

納富介次郎は、介堂と号した。弘化元年（1844年）肥前国（現佐賀県）小城藩士柴田花守の次男として生まれ、16歳のとき、佐賀藩士納富六左衛門の養嗣子となり、納富姓を名乗ることとなったのである。

少年時代に「王政復古の大志を抱き」、密かに政治活動に奔走すると同時に、文人画である「南宗画法の蘊奥を修得し」、文久2年（1862年）19歳の時、その才能が鍋島藩の藩主鍋島閔叟に認められ、「手許金」を得て、幕吏に従い長州の高杉晋作、薩摩の五代友厚、土佐の岩崎弥太郎らと共に中国上海に留学した。しかし、胸に雄大な志を抱くのに、体は非常に弱かった。したがってだから直接には明治維新政治運動に加わらなかった。⁵⁾中国への遊学によって、欧米諸国の侵略政策とその経済力、軍事力を目のあたりにみ、日本の将来を深く憂慮し富国強兵策の必要なることを痛感した。国威を発揚するには、まず富国の道を講じなければならないと認識し、開港通商の利を説き、商業、特に輸出貿易に身を投じ、昆布、雑貨などの清国への輸出には大成功を取めたという。

納富は、商業に従事する目的は、外国へ直接

の輸出にあるとした。しかし、輸出製品について資力さえあれば誰でもできる生糸、茶、織物などの原料、低級製品ではなく、日本人が手芸に堪能であることに利用して、普通の商人にできない美術工芸品及びそれに付随する各種商品であると考えた。つまり付加価値が高い商品の輸出を通じて、より高い経済効果を得ようというものである。この目的を遂行するため、明治4年、初めて上京し、直ちに横浜に行き、あるアメリカの画家に就き、洋画を学びながら貿易商業を研究し続けていた。この時から彼は、外国向けの美術工芸品の生産、それに外国への輸出には、外国の技術を取り入れなければならない、外国の事情を知らなければならないと痛感していた。なお洋画、貿易商業を研究することは、洋行準備の一環であったと思われる。

明治5年3月には、遂に農商務省の博覧会事務局に御用中に「十一等出仕」となった。更に翌6年1月、オーストリアのウィーン万国博覧会の事務官、第九区陶器審査官としてヨーロッパへ派遣された。しかも会期が終わった後も、副総裁である佐野常民の指示によって、自ら各種の工芸を習得するため、ヨーロッパに滞在していた。オーストリアのエルボーゲン陶磁器工場に住み込み、寝食を忘れて精力的にヨーロッパの陶芸の研究に努めていた。その結果わずか数ヶ月で、その技術を習得し、工場の指導者に称賛された。さらに一人で私費でフランスのパリへ遊学に行った。有名なセーブル陶磁器学校に通い、美術陶磁器の製法及び彩画法を研究した。美術の才能、美術工芸に対する情熱により、わずか数ヶ月で彼は技群の技術により、セーブル陶磁器学校は彼を教員として招聘しようとしたほどであった。帰国の途中、さらに石膏塑像の製作法、假髹漆の製法、油絵、水彩画なども学んでいったという。実は、納富がオーストリアへ渡航した主な任務は、雑貨商業の調査であった。しかし、彼を刺激したものはヨーロッパにおける雑貨の商業ではなく、雑貨の製造過程の工業化であった。それ以降、陶器のみならず

独創的工芸品の海外輸出が富国の基礎を築くことになることを信念として、工芸産業の育成に奔走するようになった。この経験は彼の商業から工業へ転向の契機になった。

ところが、帰国後伝統工芸産業の改革は、思うようになかなか進めることができなかった。⁹⁾明治8年には勸業寮の伝習所で欧州の製陶技術を陶工に教授していた。翌9年には米国博覧会事務官になり、アメリカのサンフランシスコ万国博覧会の審査官として渡航し、同10年には、勸業寮での伝習事業が廃止されたので、有志者らと江戸川製陶所を創立し、各地の陶工を雇って、同11年春から開業した。勸業寮伝習所の不用品の払い下げ及び補助金を受け、官業を継続することで、製陶技術の伝習に当たるとともに、自営の道も講じようとしたのである。製陶の事業を行いながら、漆、描金、鍍金、鍍銅の試験場をも併設して、その技術の改良に没頭していた。

明治10年には内国勸業博覧会と翌年のパリ万国博覧会の有田の香蘭社の出品、製造のために指導を行い、第一回、二回の内国勸業博覧会審査官を務めた。11年には事務局製品図画掛に月一度出向もしていた。14年の第二回内国勸業博覧会では香蘭社の製陶場からの出品が一等賞となり、その結果輸出が好調だったが、納富自ら作った江戸川製陶所は研究的工場で営利に薄かったこともあり、また当時の不景気や合作者の事情によって、維持困難になり、17年には閉鎖されてしまう。

明治14年、商務省に派遣された勸業特産教師で、後に帝室技芸員となった岸光景が帰京する際に「本県ノ工芸将来ノ方針ヲ定メンニハ両三年納富介次郎ヲ聘用スベシトイヘリ」といった。⁷⁾この推薦により、明治15年、納富は陶銅漆器改良地方巡回教師として石川県に招聘され、陶器、漆器の改良に着手したのである。⁸⁾その年の4月から10月まで、およそ半年の間、金沢、加賀地区を中心に窯の改良や意匠、図案指導を行うなど、精力的な活動を展開した。し

かも単に工芸の意匠改良や技法の教授に止まらず、産業としての経営的な問題にまでその指導は及んでいた。⁹⁾これは、むしろ諸工芸の改良に着手するにあたっては、その建て前の問題として、同業者が相敵対して小利を争う実情を改革することから始めねばならなかった、という方が正しいのかもしれない。そこで「千坂県知事ニ請ヒ、加賀越前二州ヲ遊説シテ組合組織ノ方法ヲ示シ、僅ニ三、四ヶ月ノ日子ヲ以テ、過半該法実施ノ功ヲ奏セリ」という成果をあげたのである。このあと農商務省は「組合準則」を發布するのであるが、これより先に設けた石川県の「組合法」はこれに先立つものであり、極めて先見性に富んだ処置であったわけである。

納富が石川県で提唱し、結成させた九谷焼関係のものだけをみると、九谷陶器商盟約としては金沢区、江沼郡、能美郡の3組合、画工は金沢区、能美郡の小松と寺井とに3組合、それに江沼、能美両郡の窯元の3組合と、計7組合であった。¹⁰⁾

納富の第一回来県後、石川県の工芸産業が大きく変貌してきた。例えば、明治18年に開催された「繭絲織物陶漆器共進會」の審査報告を見ると、漆工に関して言えば、明治18年の共進会は非常な力の籠めたものであった。国はこの機会に全国の漆器産業の実態とその問題点を把握しようと試みたものと思われる。この共進会の漆器の部（第四区第二類）の出品点数は、2,099種、出品人数は、383人、受賞者は97人（全体の約25%）であった。審査官兼報告員は納富介次郎である。この共進会に漆器を出品した府県は、当時の47府県の内、埼玉、千葉、山梨、滋賀、山形、福岡、大分、根室の八県を除いた全てが出品している。その中で出品の著しいのは東京（277種、69人、受賞15人）、京都（90種、23人、受賞4人）、石川（419種、83人、受賞21人）、沖縄（361種、20人、受賞2人）の二府二県であり、石川県が全国のトップの位置を占めた。¹¹⁾

石川県が立派な成果を挙げたことに対して、

納富介次郎は、「凡ソ事物ノ改良ハ先ツ其基礎ヨリセサレハ其巧ヲ得可カラス、基礎ヲ樹ルハ同業者ノ団結ヨリ先ナルハナシト」という発想に基づき、かつ県知事¹²⁾はじめ関係者の支持を得て、「同業者」の団結、組合の設立が実現されたからであると説明し、さらに全国の工芸業界に団結、組織を呼びかけた。¹³⁾

彼は半年の滞在で東京に帰り、明治19年4月20日、石川県の巡回教師と、農商務大臣より石川県絵画共進会の審査長とを嘱託され、再び石川県に來た。絵画共進会の審査終了後、工芸の指導のほかには中国への貿易を提唱した。県側がこれを受入れ、県内の実業界も動き始めた。ところが上京中の岩村知事が顕職者からこれに対する異議を聞き、開会中の県会に清国視察委員の費用を補助する議案を撤回してしまった。¹⁴⁾しかし彼は、工芸改良を断念しなかった。実業者に凶案を与え、小松に物産陳列場を創立し、八幡に陶器試験場を設立し、フランス式の立窯一基、ドイツ式の蹶轆轆一基を新調して、門生に教授させ、さらに山代に製陶場を設け、山中で漆器製造者に自らが指導にあたった。

任期が満ちて辞任するにあたり、県庁は彼を留めるため、また「支那貿易ノ建言ヲ容レザル償」として希望を求めるところ、彼は工業学校の創設を求めたのである。ところがこの学校は県の財政事情から金沢区が設置するようになった。¹⁵⁾

こうして金沢工業学校は明治20年7月、石川県勸業博物館を仮校舎とし、納富介次郎校長のもとに、教員17名、在籍生徒137名(男子80名、女子57名)、研究生69名、総経費2,484円で開校した。非常に貧弱な条件にもかかわらず、意欲的に実業教育を試み始めたのである。

II 納富介次郎の工芸教育構想と金沢工業学校

1 納富の工芸教育構想

第二回繭絲織物漆器共進会報告の中で、納富

は当時日本工芸に関わる職人社会に根強く存在する積弊を厳しく指摘し、これを「工芸者ノ五病」としてまとめていた。すなわち

「第一病 我邦ノ工人ハ技芸ニ伶俐ナルモ多クハ耐忍力ニ乏シク……第二病 我邦ノ工人ハ伎倆ニ巧ナルモ学識ニ疎シ……第三病 我邦ノ工人ハ枝葉ノ末ニ長スルモ末其本源大理ヲ修メス……第四病 我邦ノ工人ハ一定ノ休日ナク……優柔不断ノ慢性アリ……第五病我邦ノ工人ハ其家族大概徒食シテ全家数口ノ養ヒヲ男子一人ノ労働ニ仰ク者多シ(都会ノ地殊ニ多シ)故ニ男子芸術上ニ精神ヲ専ニスルノ余力ナシ是終身強壯ヲ得サルノ一因トス」

これらの五病を抱えては、外国と競争はできなかった。従って、

「蓋此五病ヲ救治センニハ、宜シク工芸学校ヲ起シテ健全ノ良工ヲ養成スルニ如カス。抑今日適々良工ノ存スル所以ノモノハ旧時工芸保護ノ遺物ニシテ厚ク俸禄ヲ得テ、以テ工芸ヲ修メタルモノナリ、是等ハ次第ニ減少シテ十数年ノ後我工芸ニ望ムヘカラサル工人タリ。若シ此時ヲ空フシテ良工ヲ養ハス今ノ五病ヲ救治セサルトキハ遠カラズシテ日本工芸ノ伝ヲ失フモ知ルヘカラス……」

と指摘し、伝統的職人社会は新時代の工業や現時の工業不振に対応でき難い欠陥、遺習、性格を持ち続けていることを指摘している。¹⁶⁾この「五病」を救うには工芸学校を起こして良工を養成しようとする教育論を提出したのである。

明治10年代後半、当時、輸入されつつある近代産業と対応する工業学校の他、日本の伝統工芸近代化に対応する工芸学校の設立についての世論は、次第に高まっている。¹⁷⁾

明治18年6月、第二回内国勸業博覧会が開催されたあと、業種別の「集談会」が行われ、同業者の団結、「濫製放賣」の不当競争の是正、工芸教育の振興などを訴えていた。納富が「繭

絲織物陶漆器共進会雇、「番外員」として陶器、漆器集談会にそれぞれ加わり、その席上で納富は、従来工芸職人の「年期」雇備制度そのものが工芸教育はもちろん、普通教育の阻害要因であると厳しく批判した。¹⁸⁾

その上、集談会の中心議題の一つとしての工芸教育について、自らの「専門」プラス「講習」という工芸教育の構想を提出した。納富の構想によると、講習所というものは、地方の状況に応じて、形式上の「立派」を追求せず、実効を求め、簡易な方法で成立しうる組織で、一村一郷の同業者の間の技術を琢磨、交流する場であると同時に、専門の教師、技術者、経験者を招いて講演する場でもある。工芸関係の教師は、当時は未だ非常に少ないので、専門の教師に頼ることが難しい、従って、工芸に関わる「熟練者」たちの智識の交流は最も重要な相互教育の手段である。しかも、工芸専門学校が各地方で設置できない実状のもとでは、講習所はある程度まで専門学校の役割を果たすことができると説明した。²⁰⁾その上、納富は専門学校を、最も理想的工芸教育機構として位置づけ、国家の伝統工芸を振興するために欠くことができないものとしている。しかし、当時日本社会の実情から見れば、経済面でも、人材面でも、大きな制約があり、地方で設置することがなかなか困難であった。したがって東京でこれを設置して、専門教科書を編纂し、人材を育成し、そして全国の隅々までに浸透させて、伝統工芸の振興を促進しようと主張し、²¹⁾また、

「又専門学校ハ直ニ之ヲ開ク^(コト)ハ難カラン、如何トナレハ漆器、蒔画(ママ)ノ如キハ未タ講読スヘキ書類モアラサレハナリ、西洋ニ於テハ是等一國ノ特産ニ関シテハ各種専門ノ学校ナキハアラス、故ニ本邦ニ於テモ之カ改良進歩ヲ謀ラント欲セハ此専門学校ヲ設クルハ最必要ナリ。但其書類ノ編纂ヲ先ニセサル可ラス」

と論じた。²²⁾要すると、納富の工芸教育につい

ての構想は、二つのレベルのものであった。つまり理想としての正規の「専門学校」及び現実に対応する非正規の「講習所」である。

その外、「見本陳列所」を「目ノ学問」、すなわち実物教育の手段として重要視しなければならないとした。しかも見本陳列所は、工芸品販売の宣伝媒介にもなりうると納富が指摘した。従って、都市でも、田舎でもこれを設置することは「急要」とした。²³⁾

2. 工業学校の創立目的とその養成目標

金沢工業学校の第一期生徒、後に東京美術学校教授、著名な工芸家の島田佳矣は、「金沢工業学校といったので工芸学校ではなかった」と語った。²⁴⁾しかし、納富の経歴、工芸学校についての構想、そしてその後の金沢工業学校の実態、更に後に彼が創設した富山高岡工芸学校、香川県工芸学校などさまざまな面から見れば、金沢工業学校を「工業学校」と名付けたのは、納富が地元の意思を尊重した結果である。しかも当時工芸を工業として扱うのは一般的であった。

「明治19年のころ画学校を金沢に起して図案の改良美術の振興に資するの議をなす者もあつたが稲垣区長は寧ろ一步を進めて工業学校を設くるを利とし勸業委員等は其の意見を賛し区会もその提案を容れ」²⁵⁾

という記載もあった。また金沢工業学校の創立目的としては、

「其目的ハ工業ニ関スル学理ノ応用及実地ノ芸術ヲ授クルモノトス。當金沢ハ人口拾万余従来工業萎靡不振ナルヲ以テ多数ノ人民殆ント無職業ニシテ自然生産ノ力ヲ減殺セサルヲ得ス。此レ本校ヲ興起スル所以ニシテ将来県下無職ノ遊民ヲ変テ之レカ生出者トナサントス」

とされている。²⁶⁾金沢工業学校は、政府側によって「工業萎靡不振」と「無職ノ遊民」の対策として位置づけられている。百万石の雄藩の城下町であった金沢は、明治維新後、武士社会の瓦解により伝統工業の存立基盤が失われた。旧藩に依存していった御用職人、町職人及び下級武士などは失業者になった。工芸だけでなく、その他の工業の繁栄をよみがえらせ、失業者を救済することが、金沢工業学校を設置するねらいであったと思われる。これも学校を「工芸」と呼ばずにより普遍な概念を使い、「工業」と称する理由であったと考えられる。

なお、日本では組織的な教育制度として工業学校が初めて法規の中に示されたのは、明治13年の改正教育令においてである。その第二条には

「学校ハ小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校、農学校、商業学校、職工学校、其ノ他各種学校トス」

とあり、さらに第八条には「……職工学校ハ百工ノ職芸ヲ授クル所トス」とある。明治13年2月9日付に文部省に上申された改正教育令草案第二条には、職工学校を新たに加える理由として、

「学術ノ生産力ニ関スルヤ大ナリト雖モ直接ニ其力ヲ現シ又社会ニ実業ヲ起サシメ、専門学校ニ並ンデ学校類中ノ要部ヲ占ムルモノハ職工学校ヲ以テ最ナリトス而シテ教育令中是名称ナキハ頗ル闕典ニ属ス」

と述べられている。²⁷⁾また明治18年新教育令においては、この第二条の農学校、商業学校、職工学校の11文字を削って、これを「学校ハ小学校、中学校、大学校、師範学校、専門学校其ノ他各種学校トス」とした。しかし第七条において「専門学校ハ法科、理科、医科、文科、農業、商業、職工等ノ学科ヲ授クル所トス」と定めら

れた。欧米の制度に倣って農、商、職工を専門学校の学科として位置づけた。ところがその三十一条には「各府県ハ土地ノ情況ニ随ヒ中学校を設置シ又農学校、商業学校、職工学校其他専門学校ヲ設置スベシ」とあるを見ると、当時産業振興の上からもこれらの学校が必要となっている。²⁸⁾とにかく「職工学校」は「専門学校」の一種として位置づけられるようになった。

このように「社会ニ実業ヲ起サシメ」として「学校」の中に新たに職工学校を加えた改正教育令に基づいて設置されたものが、東京職工学校である。明治14年4月8日、文部卿福岡孝悌が大政大臣三條実美に提出した伺書によると、東京職工学校のもつ細民子弟の貧民教育、年季徒弟制教育の是正と近代的職工教育の充実、工業経営者の憑式の提示、殖産興業の促進、全国職工学校のモデルとなり、かつ全国職工学校の教員の養成という四つの任務が明らかに示されている。²⁹⁾

地方工業学校規則を制定することを農商務省から依頼された金沢工業学校は、まず工業学校を「専門学校」として位置づけ、地方学校の特色としてその任務が非常に単純化されている。ところが単純な設置目的に対して、養成目標について、『金沢工業学校規則』³⁰⁾にはかなり詳細に定めている。

第一条 本校ハ各種工芸ニ関スル学理ノ応用法ト芸術トヲ兼授ク

第二条

第一項 本校ノ学業ハ専門画学部、美術工芸部（画ノ応用ヲ主トスルモノ）普通工芸部（理化ノ応用ヲ主トスルモノ）ノ三大部ヲ置キ、每部ヲ部学ト分学ト大別シ、部学、分学トモ科ヲ大修、小修ニ区別ス。

第二項 部学大修ハ其工業ニ要スル学科ノ稍高尚ナル者ヲ授ケ。芸術ハ、業ノ重難ナル者ハ其一業ノ

総課ヲ主客ニ別ツテ之ヲ全修セシム。又業ノ簡易ナル者ハ、類似ノ他業、若クハ本業ニ密着シタル他ノ二三工業並ニ其学科ヲモ兼修スルヲ得セシム此科ヲ修学スルモノハ、画学師、美術工芸師、普通工芸師等一大専門タル資格ヲ目的トスルモノナリ。

第三項 部学小修ハ其工芸ニ必要ナル学科ノ大修ニ比シテ稍簡易ナル者ヲ授ク。芸術ハ、業ノ重難ナル者ハ其業中ノ一科ヲ専修セシメ、余力アレバ他課ノ大要ヲモ学フヲ得セシム。又業ノ簡易ナル者ハ、余力ヲ以テ他ノ近接ノ業ヲ窺フヲ得セシム。此科ヲ修学スルモノハ、其科画師、其科工芸師等一小専門タル資格ヲ目的トスルモノナリ。

第四項 分学大修ハ主トシテ工芸ニ関スル全体ノ技術ヲ専修セシメ、学科ハ其大要ニ通曉セシムルトス
此科ヲ修学スルモノハ、一種品ノ製造ヲ一個人ニテ成就スル独立工人ノ資格ヲ目的トスルモノナリ

第五項 分学小修ハ其ノ工業中ノ分業ニ拠リテ技術ヲ専修セシメ、学科モ亦之ニ準ス。此科ヲ修学スルモノハ、製造所等ノ被雇用者又ハ同盟分業等ヲナス上等工人ノ資格ヲ目的トスルモノナリ

非常に複雑な専門分類、段階区分にしたがい、人材養成には、四つの規格が併置されていた。

①「画学師、美術工芸師、普通工芸師等一大専門家」は美術家、工芸家である。

②「画師、其科工芸師等一小専門家」は、つまり特定分野の美術家、工芸家である。

③「独立工人」はいわゆる自営業の職人である。

④「被雇用者又ハ同盟分業等ヲナス上等工人」は、すなわち工場の熟練工員である。

こういう養成目標は、「専門学校」レベルを保ちながら納富の「講習」プラス「専門」の工芸学校についての構想がよく現れている。ところが、わずか教職員17人、経費2,484円の貧弱な学校であるにもかかわらず、職業訓練から美術大学までの広い役割を果たそうとした。いうまでもなく、これは非現実的である。

これより先、明治14年、肥前有田では陶器業従事者及びその子弟のための技術教育機関としての「勉脩学舎」が設立された。その教育組織、内容は明らかではないが、伝統の教習法の改革、西洋技術の研究、吸収、これによって名工を育成することが学校の設立趣旨となった。³¹⁾これと比べると、金沢工業学校の養成目標は更に具体化されたものであると思われる。また「勉脩学舎」の規則³²⁾には、

第一条 本校ニテ教習スル課目ヲ區別シテ画学技術理学ノ三部トス

第一 画学部ハ専ラ陶器上ニ用ユル画ヲ教フルモノニテ又之ヲ絵画紋章二類ヲ分チ毎類ニ又各錦手染付両科ヲ分ツ

第二 技術部ハ即チ製陶ノ技術ヲ教習スルモノニテ又之ヲ區別シテ杯造模型ノ二類ヲ分チ毎類ニ又各科ヲ分ツベシ

第三 理学部ハ審察術ニカカル理数ヲ研究セシムルモノニテ姑ク之ヲ區別シテ理学化学画学ノ三類ヲ分ツ

と定められている。金沢工業学校規則肺はこれと一致するところが多いように思われる。絵画を中心とした専門の設置はその特徴である。画学部と対応して専門画学部を設置、技術部と対応して美術工芸部(「画ノ応用ヲ主トシスルモノ」)を設置、理学部と対応して普通工芸部(「理

化ノ応用ヲ主トシスルモノ)を設置したのである。

納富介次郎がこの学校の設立に関わったかどうかについては明らかではない。しかし彼は先述のように地元出身で、西洋陶磁器製造技術を身に付け、当時日本一の陶磁器専門家として、しかも明治10年アメリカフランシスコ博覧会の事務官として事務局の派遣により、半年あまり有田皿山にある香蘭社に出張し、図案を授け、製陶を指導していた。絵画を中心とし、専門家を育成し、付加価値の高い製品を製造し、より大きな経済効果を得るという納富の一貫した考え方は「勉脩学舎」の設立趣旨、規則などに影響を与えたに違いない。

理想としての「名工」「専門家」を育成する事と、現実としての「工業萎靡不振」と「無職ノ遊民」の対策との調和、統合の努力は『金沢工業学校規則』から見てとれる。

金沢工業学校が県立移管後、明治22年8月29日付け発表された『石川県工業学校校則』には、養成目標は

「各科共、本科ト速成科トヲ置キ、卒業ノ上本科ハ其科ノ教師若クハ職工長タル資格ヲ得ヘキモノ、速成科ハ自立ノ職工タルヲ得ヘキモノヲ養成スルモノトス」

と改められ、³³⁾養成目標が明らかに引き下げられ、「専門家」という用語が削除され、「教師」、「職工長」と「職工」というように比較的現実的な養成目標に変えた。本科の養成目標は、東京職工学校(明治20年東京工業学校)の

「職工教育ヲ振興スルハ今日ノ急務タルヲ以テ府県職工学校ノ標準トナシ且ツ職工長教員工場長ヲ養成スル主旨」

という養成目標を踏襲したものであった。³⁴⁾速成科は、本科より一段低い、「職工」となった。ところが、当時石川県の主要産業として九谷焼

でも輪島塗でも生産単位としての「戸」ごとに、平均従業人数は3人から5人くらいであった。³⁵⁾「職工長」「工場長」などを置くことはありえなかった。そのまま東京職工学校の養成目標をそのまま踏襲したのは、適切ではなかったと思われる。

3 工業学校の学科設置と石川県の産業

明治20年7月石川県博物館の一部を借り、授業を開始した。金沢工業学校規則によれば、当時の設置された学科、部別が次のとおりであった。

専門画学部	本邦歴史科 支那歴史科 古体風俗科 近体風俗科 肖像科 写真人物科 写意人物科 写真動物科 写意動物科 写真植物科 写意植物科 写真山水科 写意山水科 紋章科
美術工芸部	描金科 陶画科 金属彫金科 木石牙彫刻科 蠟粘土模型科 繡物科
普通工芸部	陶器製造科 染色科 裁縫科 機織科 髹漆科 鋳銅科 紙質製品科 海産製造科

これらの絵画中心の学科を設置する根拠については、当時の実業教育思想と当時石川県の工業の構成状況と密接に関係している。

明治前期、政府当局による欧米の実用主義的な図画教育思想の積極的な紹介による図画教育は、直接の美術的、芸術的要素を含みながらもこの時期に限っていえば、概して科学技術的な、もっといえば産業技術的な性格を帯びたものとされ、この時期の図画教育は勸業のための実業教育の一環として考えられた向きがあったといえる。³⁶⁾石川県でも

抑モ絵画ハ一科ノ学芸ニ過キスト云ヘトモ、

其及ホストコロ頗ル広大ニシテ、良ニ文明ノ光華ナリ。何レノ邦國ヲ問ハス、未タ曾テ此道ノ貴重セスンハアラサルナリ。何トナレバ、陶器・銅器・漆器ヲ始メトシ、千種ノ工芸、万類ノ粧飾ニ至ル、外ハ万国ノ声価ヲ博シ、内ハ邦家ノ実利ヲ収ムルモノ、未タ曾テ此道ノ指南ニヨラスンハアラサルナリ。

という認識は一般的であった。³⁷⁾

当時石川県の工業の構成状況について、『石川県勸業年報』を手掛かりとして探してみると、明治20年当時、石川県の工業の「業目」は160種類があった。次表が当時石川県の主要な工業業種別産額を表すものである。

明治20年石川県主要工業業種別産額

主要業種別	産 額(円)	主要業種別	産 額(円)	
鋳 業	152,375	筆 墨	11,289	
陶 磁 器	188,236	畳 表	59,604	
漆 器	157,313	菅 笠	30,255	
織 物	絹織物	259,199	諸 油	47,364
	木綿織物	382,102	皮 細 工	12,293
	麻織物	263,951	石 細 工	3,204
	合 計	905,252	紙	55,715
清 酒	704,278	石 灰	86,805	
醬 油	154,812	蠟 燭	27,109	
金 属 品	116,480	建 具	14,432	
金 銀 箔	70,785	素 麵	28,295	
煙 草	46,178	そ の 他	736,233	

『石川県勸業第八年報』により作成

明治20年代初頭の石川県における工業は、殆どがいわゆる伝統工業であった。さらに明治20年石川県工業業種別の納税者数から見れば、100人以上の業種は大工3,306人、木挽1,573人、桶樽926人、鍛冶640人、鹽製540人、石工473人、左官321人、陶器画284人、塗師231人、煙草刻206人、畳刺202人、綿打177人、木地挽162人、炭焼136人、履物136人、建具135人、金銀銅121

人、竹116人などであった。³⁸⁾当然、個人と法人の区別がまだはっきりしなかった当時では、汽船会社と一人の大工と同じ一人の納税者として扱われていた。だから当時県内の工業状況を見るときに産額と納税者数の両方を見るべきである。産額が最も多い織物業を支えていた機織屋は、納税者としての32人しかなかった。織物業は産額が多い、納税者数が少ない、大工などの業種において従来の職人風の個人あるいは家族経営と違って、経営方式が工場化しつつ、近代化へ移行が始まった。明治20年代の石川県経済の一角を支えた工業というのは、工場化、近代化しつつある織物業と、産額が二三位に占め、経営規模と生産方式が従来と変わらない陶磁器、漆器であった。こういう構図が明治末期まで変わらなかった。こういう状況に対応させて、金沢工業学校の学科設置についても農業と商業を除く石川県の産業の全般を配慮しようとしたのである。

しかし、「入学ノ生徒並ニ授業上ノ都合ニ依リ増減スル事アルベシ」という金沢工業学校規則によって、20年11月県から1500円の教育補助金を受け、出羽町一番町旧金沢学校の跡地に移転し、学校が正式に起動する時になってから、専門画学部の「科」は予定とおりに開設されたが、美術工芸部の金属彫金科、木石牙彫刻科、蠟粘土模型科は、「彫刻科」にまとめられ、染画科も加えられた（すぐ実現されなかった）。また工業と最も近い普通工芸部は、陶器製造科、機織科、鋳銅科、紙質製品科、海産製造科が削られ、染色科、裁縫科、髹漆科しか残らなかった。³⁹⁾

特に注目すべきのは、開校当時に普通工芸部に設置予定の機織科であった。機織は、当時石川県では、もっとも重要な産業であった。陶磁器、漆器、銅器など工芸産業と比べると、桁違いの生産額も持っていた。県内産業の実情から考えて、専門志望者や教師が存在しなかったということは、想像できない。ところが高橋富兄の『本校開校式における生徒に対する告示』の

中に「機織業の賤劣ならずして女子職分たるは知るべきなり」という言葉から見れば、当時、世間の機織に対する評判は良くなかった。「賤劣ならずして」も、「女子職分たる」職業に過ぎなかった。⁴⁰⁾もともと納富介次郎は美術、陶器、漆器などの工芸に高い関心を持っていた反面、生糸、織物などは高度の技術の必要はなく、資金力さえあればだれでも従事できるという考えを持っていたそうである。学校においてその専門を設置する必要を認めなかったかもしれない。機織という伝統産業を日本近代産業の柱としての近代紡績業へ発展させるという工業学校が負うべきはずの使命は、見逃されてしまった。納富が「工業」の学校を強調したが、実際には美術を「工業」の基本として認識し、美術と美術に基づく工芸に傾き、他の工業技術を重要視しなかった。これは納富介次郎の限界であったと思われる。

Ⅲ 金沢工業学校の県立移管についての論争と納富介次郎の退任

1 金沢工業学校の県立移管についての論争

明治20年10月、森有礼文部大臣は新設の第四高等中学校の施設視察のために来県した。納富介次郎は、特別に大臣が金沢に到着した翌日の10月26日、大臣を迎えて金沢工業学校の開校式を成巽閣で挙行了した。「大臣自ラ進ミテ其設計ト費額トヲ見聞シ之ヲ賞賛シテ知事ニ告グルニ県立ト為シテ其規模ヲ壮大ニスベキヲ以テセリ」⁴¹⁾実際に開校式の前日、山代温泉に宿泊している大臣に納富は人を送り、大臣の開校式臨席と県立移管を依頼したのである。

「県立ト為シテ其規模ヲ壮大ニスベキ」という森文部大臣の指示を受け、岩村高俊知事は明治20年11月19日に開かれた明治21年度の通常県会の開会式の告辞のなかで工業学校の設置問題を取り上げた。総教育費42,070,252円の内、7,500円を工業学校費として提示し、金沢工業学校の県立移管問題、さらにその存廃の問題を

めぐって県会で激しい論争の幕を開けた。賛成派と反対派と論争したあと、県から年間1,500円を補助することが当面の対応策として可決された。⁴²⁾工業学校費は、県の教育費としては県会に認められなかった。ただ「区町村教育補助費」の一部として計上されたのである。したがって、その時点で工業学校の県立に移管することは果たされなかった。

明治22年3月4日、明治22年度石川県通常県会が開かれ、金沢工業学校の県立移管問題が再び取りあげられた。岩村知事は、政府の代表として文部大臣森有礼の指示に従い、工業学校の県立移管を決め、県会に照会し、知事の代理の郷田書記官は県会で、

工業学校ノ必要ナルハ申スマテモナキコトナリ、而シテ之ヲ県立ニナサントスル主旨ハ本県ノ工業学校ハ実ニ各府県諸官省ノ夙ニ羨望スル処ニシテ既ニ農商務省ヨリ其規則及委細ノ取調ヲ照会越シタル位ナリ。殊ニ同省ヨリハ技師ヲ派遣シ京都府石川県ノ間ヲ往復セシメント迄熱心セラルルコトナレバ各員ニ於テモ深ク勸考アリタシ。

と発言した。⁴³⁾金沢工業学校は全国の工業学校の先駆けであり、他府県に羨望せられ、工業学校の規則などの取り調べも農商務省に任せられ、中央政府に重要視され強調された。ところが、珠洲の橋本勲議員は県側の農商務省などの肩書きで圧力を加えることに反発し、県知事を政府高官の「評判僕レ」とあざけた。石川県にとって、工業学校は必要がないわけではなないが、経済的に県民の耐えうる負担能力を超えて「甚不都合ナル結果」をもたらしかねないものであり、経済上の実行可能性を考慮しなければならないと注文した。⁴⁴⁾

更に、郡部の県会議員は、所属地域の利益から工業学校の県立移管を反対し、さらに工業学校の廃止説あるいは私立説も現れた。工業学校廃止の反対者は廃止論者と激しい論戦を交わし

た。ところが、この工業学校廃校案は、反論があったにもかかわらず、多数の支持者があったので二次会で可決されてしまった。

しかし、岩村知事の強い働きかけによって、三次会で修正議案として再提出された。さらに議論が重ねられていた。結果としては廃校派と反廃校派の主張を調和する意見として、ある議員は工業学校が重要であるので、これを廃止することができないけれども、原案とおりに8,000円に近い全額を認可する必要もない。だから従来のとおりに1,500円を補助することを主張したが、⁴⁵⁾県側に認められず、さらに工業学校を創立しなければならないけれども、県から提示された8,000円の子算が多すぎるので、校長納富介次郎の給与額を予算の中から削除し、工業学校の予算額に6,000円を減らして認可しようという妥協案が提出され、賛成多数で可決されるようになった。⁴⁶⁾金沢工業学校の県立移管問題はこういう形でようやく決着をつけた。

2 金沢工業学校の県立移管をめぐる論争の原因

まず県教育財政の貧困が問題であった。金沢工業学校の県立に移管問題は、第四高等中学校が設立時期と重なった。巨額な経費が割られなければならない。その前年の明治19年、農学校が県立となって、また諸学校令の発布によって、師範学校が更に重視され、給費制度の導入のため、その経費も一段と増えるようになった。これらの学校の経費を確保するために、教育財政状況が非常に貧しい石川県にとって、農学校、工業学校の経費を削除するほかに方法はなかった。一步譲って、既に県立とされた農学校の経費は確保したとしても、それ以上に多額の工業学校費を支出することは無理なのであった。

次に、政治的対立は重大な要因である。当時「難治県」として有名になった石川県では、知事と県会の対立、また県会内部での、自由党と

立憲改進黨の対立は、県政に大きな影響を与え、工業学校の県立移管問題においても例外ではなかった。⁴⁷⁾明治21年12月25日に自由党と立憲改進黨との激突によって、県会が解散された。明治22年3月4日、工業学校費を審議した明治22年度石川県通常県会は、その直前の22年1月25日に選挙されたのである。自由党議員の31名にたいし、立憲改進黨はわずかに5名にすぎず、自由党は絶対多数を占めたのであった。

審議過程からみれば、県立移管の支持者には、新田甚左衛門、横地正果、飯田秀魁、西村善右衛門、梅田五月、藤村利平などがおり、皆自由党員であった。工業学校廃止を主張した者の内、橋本昴、浅野順平、福田太三郎、相川久太郎などがいた。両者の対立を調和して県費補助、校長給与を削除して工業学校費の承認を主張した者は真館貞造、永江久常などであった。橋本、浅野、真館は立憲改進黨員であったが、そのほか全員自由党員であった。これらを対照すれば、自由党の中には県立移管の支持者が多数を占めたにもかかわらず、反対者あるいは消極者もいたことも事実であった。一方、岩村知事と結託していたと言われた改進黨に属する橋本昴、浅野順平などは、知事の意図に逆らい、全員が県立移管の反対者あるいは消極者である。実際には、岩村高俊知事は、一党一派に偏らず、多数党と組むが県政の運営上好都合であるという方針であったので、自由党が県会の多数を占めるようになると、方針一変して自由党と組むようになった。明治22年2月11日憲法発布の大典参列のため上京していた岩村知事は、同時に上京した自由党首脳遠藤秀景と会談し、「二人の諒解直に成り」従来の県当局と自由党との対立は解消し、完全な了解が両者の間に成立したのである。⁴⁸⁾

工業学校の県立移管問題の審議は、その直後の明治22年3月4日であった。自由党は工業学校の県立移管問題について知事に協力する、また敵にまわされた立憲改進黨が知事の決定に反対することは意外なことではなかった。当然異

論を持つ自由党議員もいた。

また、地域利益の衝突も大きな要因である。工業学校は金沢の無職の「徒食ノ民」が多い問題を解決する一種の手段として、金沢のために設立したものとみられ、「其名ハ県立ナレトモ其実ハ金沢区ノ大利益タルモノ」⁴⁹⁾、県教育費でまかなうのは、郡部にとって不公平であるとした。反対者は全員郡部選出の議員である。一方、金沢区選出の横地正果、飯田秀魁は工業学校がただ金沢のためのものである論調に反論し、積極的に工業学校の県立を主張したが、皮肉なことに彼らが同時に農学校（七尾にある）の廃止を求めている。反対者でも支持者でも工業学校そのものの現実的な価値ではなく、ただ局部の利益からその存廃を争っていたのである。金沢工業学校の県立移管が決定したあと、また工業学校を設立すれば、陶器、製茶専門を小松に、染色、裁縫専門を金沢に、漆器専門を輪島に、水産専門を宇出津に設立すべきという利益均等の主張も現れた。⁵⁰⁾

さらに当時県会議員の中に工業学校にたいする認識に大きな差異があった。金沢工業学校の県立移管の支持者の観点は、ほとんど一般論のもので、学校一般の重要性から工業学校の必要性を推論したものである。後に石川県工業学校の校長になった梅田五月議員の

「立派ナル人ヲ得ントセスハ資本ヲ要ス 其資本ハ何ソ 所謂学校ナルヘシ 然レハ学校ヲ措テ他ニ何ヲ求メントスルカ」⁵¹⁾

という観点は典型的なものである。義務教育としての小学校教育、エリート教育として高等中学校教育と違った性格をもつ工業学校に対し、まだ成熟した認識を持たなかった。人口が多く、産業が少ない石川県にとって、工業の振興が重要なので、工業学校の設立を歓迎すべきであり、工業が農業より優先すべきであると認識があったにもかかわらず、⁵²⁾どのような工業学校を設立し、どのように殖産興業に結び、貢献

し、さらにそれを導くという工業学校の具体的な役割をあまり理解しなかった。つまり、「工業学校」の内容を検討しなかった。

一方、第四高等中学校の設立に熱心でありながら、工芸的工業学校の役割に疑問を持ち、その県立移管に反対した議員は、金沢工業学校を美術工芸学校であると強調し、美術が発達しなければ、工業が盛んにならないという美術本位観点を批判し、美術工芸は「工業」ではない、そして「工業」の基礎にもならない。また「工業」の方式で美術を発達させることは誤りであり、藩政期には工業がなくても美術工芸は発達できること、そして当時盛んでいる「ハンカチ一布」の輸出を証拠として、美術工芸の発達は「工業」に頼らなくても、実現できると論証した。したがって、伝統工芸を伝統的方法で発展させてもよい、美術工芸の発達には学校を設立しなくても、従来の師弟子の伝承により、実際の経験を積み重ねてゆけば良い効果が得ることができるとした。⁵³⁾

当時有名な漆器商、政治家である熊野喜太郎（鳳至郡、珠洲）議員も、同じ疑問を持ち、彼は工芸的工業学校より、直接に工業化を促進する運輸業の近代化の方がもっと重要なので、だから「商船学校ヲ設立シテ海員ヲ養成スルヨリ急ナルハナシ」と主張した。石川県にとって、当時、石川県内には、加能汽船会社をはじめ、船舶は450隻ある。もし県内の航海用の船舶は450隻、1隻あたりに3人か4人とすれば、船員の需要は千人以上に達するにたいして、実際には需要の十分の一にも満たなかった。しかも政府の規定によって、明治20年から、五百石以上の和船の製造が禁止され、これらの和船を西洋型に改造しなければならないので、これに対応するために、新しい船員を養成しなければならない。伝統工芸よりも経済効果が大きい近代産業に対応できる工業学校を設置することを望んでいた。⁵⁴⁾

とにかく、これらの論争からみれば、法的な規定が未整備で国家の財政的支援もなく、また

技術者育成の必要性の認識が低だけでなく、従来職人養成の域に越えることができなかったこの時期には、地域の伝統的工業の存在が、殖産興業政策の一環としての学校設立の大きな動機となっている。しかしそれは、近代化の要求から出たものではない。何よりも伝統的な工芸技術の保護育成と向上の必要から出たものである。工芸品工業についての工業学校の教育は、従来の徒弟制度に基づく工芸職人の訓練とははっきり区別することができなかった。従って県会議員を含め、社会の十分な理解を得られなかった。⁵⁵⁾

3 納富介次郎の退任

金沢工業学校の県立移管後、納富介次郎は、岩村高俊知事から、石川県工業学校校長のを引き続き託された。もともと納富は農商務省雇員であるので、その給与は農商務省から支給されていたのである。だから工業学校廃止論の雰囲気の中で、工業学校校長の給料を削除することを前提として、工業学校を県立に移すことで県の承認を得たのである。

しかし、翌明治23年度から納富は農商務省から解雇され、その給与は石川県が出さなければならなくなった。岩村高俊知事は、予算外に生じたこととして、県会を通さずに予備費の中から工業学校校長の手当金として年間600円を支出した。

その直後、明治23年5月21日岩村知事が愛知県知事へ転任した。納富の手当金問題が県会に取り上げられ、中央政府の行政審査、裁定までに持ち掛けた。県会側は、校長給与の支出は、知事の「専断」によるものとして、認められないと主張していた。結局、法制局は工業学校校長の「手当金」が、県議会によって削除されたので、明治23年の予算の中に編入されなかった。しかも「予期シ得ヘカラサルモノニ非ス」と予算外に生じることと認めないこととなった。既に愛知県知事へ転任した岩村知事のやり方に

ついては「其当ヲ得サルモノトス」という裁定を下した。⁵⁶⁾さらに県会側は

「故ニ農商務省雇員納富介次郎ニ校長ノ事ヲ囑託スル如キハ、曾テ県会ニ於テ議定セサル所ニシテ、県知事一個ニ関スル囑託ナリト謂ワサルベカラス」

と主張した。⁵⁷⁾岩村知事の転任、県内の権力構図の変化によって、納富介次郎が当局の支持を失った。更に、岩村知事への不満を納富へ転嫁してしまい、納富の校長としての身分さえも認めないようになった。

翌明治24年4月1日納富介次郎は県から「工業学校校長ヲ解ク」「工業学校教務長ヲ委嘱」され、⁵⁸⁾暗澹たる気分のままに、脳膜炎を発してほとんど瀕死の状態に陥った。ところが県側はこれに同情の意をあまり示されなかった。

「創業ノ功勞ハ地ニ墜チテ遂ニ校長ヲ罷メラレ校務長ト為リ又下リテ教諭トナリ最後ニハ教授囑託ヲ以テ月俸五六圓ノ職工ト同等ノ待遇ヲ受クル至レリ」⁵⁹⁾

と伝記の中に記している。窮地に追い込まれた納富介次郎は、やむを得ず辞表を提出し、東京に帰った。その数ヵ月後依願免職の辞令を得たという。

納富介次郎は、非常に情熱的で伝統工芸の復興、工芸教育の創立の事業に身を投じたのである。しかし、彼の理想が社会に十分に理解されず、事業だけでなく自らも政治に左右され、不運となった。その後納富介次郎は、富山高岡工芸学校、香川県工芸学校、佐賀県立工業学校の校長を歴任したにもかかわらず、長い間石川県で公正な評価を得られなかった。明治44年石川県立工業学校創立25年記念大会の席上、校長祝賀会会長志筑岩一郎を含め、6人の祝辞に「納富」について一言も語らなかつた。⁶⁰⁾また石川県工業学校も納富介次郎の退任から39年9月久

田督校長着任までは校長ないし校長事務取扱が八人も換わっており、落ち着かなかった。県が同校の将来について未決定のまま臨時措置をとっていた現れといえないこともない。

おわりに

日本初の地方公立工業学校としての石川県工業学校は、納富介次郎のような先覚者の提唱、努力によって創立されたが、正常な軌道に乗せるのはなかなか難しかった。もちろん創立者納富介次郎の個人的限界もあり、石川県の経済情勢、その成り行きなどにたいする認識、それに応じた工業学校教育内容の設定などの面で不十分なところがあったと思われる。しかし最も難しいのは国からの支持があっても、法的整備がされていないので、法的規制あるいは法的強制、そして経済の支援がなかったことである。地方政府からの支持も為政者の更迭により、得られたり、失われたりしていた。さらに工業の機械化が進まず、そのために中級技術者の教育に対して一般世人が十分な認識を持っていなかった当時、工業学校は新しい事物として社会的理解が得られず、その必要性はまだ社会に認められなかった。これらの事は石川県工業学校が廃校の危機に追い込まれた要因である。実業教育が国の教育法制、産業発展に先行するにはこれらの阻害要因を克服することが非常に困難であり、その際に法制の整備、政府の強力な一貫した関与は欠かしてはならない。ということは、今日発展途上国の職業教育にも一つ教訓であるかもしれない。

また従来の伝統工業の社会的基盤は、学校教育による伝統工業の近代化を阻害する条件として働き、工業学校は、伝統工業の近代化の機能を十分に果たすことはできなかつたのである。伝統工業の生産技術の近代化を目ざして石川県工業学校は、生産技術の近代化よりまず伝統工業を支えてきた年季徒弟制に基づく職人社会、伝統工業の経営構造と雇用体制との対決しなけ

ればならなかつた。これについては別稿で検討したい。

注 釈

- 1) 明治34年5月、学校名を石川県立工業学校と改称した。
- 2) 佐藤守等『徒弟教育の研究』御茶の水書房、1962年。豊田俊雄『わが国離陸期の実業教育』国連大学、1982年、『わが国離陸期の実業教育』国連大学、1984年。三好信浩『日本工業教育成立史の研究』、風見書房、昭和54年。内山克己『明治前期実業教育施策史の研究』、東海大学出版会、1972年。などが挙げられる。
- 3) 『勸業博物館創立二十年略記』。
- 4) 当時県殖産課吏員である宮崎豊次は明治18年12月絵画講究会の会員に勧め、両会員の名で金沢区長に対し、絵画復興に関する意見書を提出して、画学校の設立を提言した。『稿本金沢市史』学事編第四、1496～1498頁。
- 5) 納富馨一、守山守次『納富介堂翁事績』、大正11年6月、1頁。
- 6) 同上、3頁。
- 7) 『勸業博物館創立二十年略記』、3頁。
- 8) 『石川県勸業年報』第5回。
- 9) 『澳国博覧会参同記要』第十二章「澳国博覧会后納富介次郎事歴」105頁。
- 10) 『石川県勸業年報』第5回、第8回。
- 11) 農務局工務局『繭絲織物陶漆器共進會審査報告・第四区第二類・漆器』付表。
- 12) 当時また県令と称していた。
- 13) 農務局工務局『繭絲織物陶漆器共進會審査報告・第四区第二類・漆器』、明治8年11月刊行、131頁。
- 14) 『澳国博覧会参同記要』の「澳国博覧会后納富介次郎事歴」113頁。
- 15) 同上、113頁。
- 16) 『農商工公報』第十八号（明治19年8月15日）。
- 17) 『教育時論』明治18年10月25日、時論「技術大学ヲ西京ニ設立スヘシ」。
- 18) 繭絲織物陶漆器共進會『漆器集談会記事』、明治18年8月刊行、22頁。
- 19) 同上、9頁。
- 20) 同上、21頁。

- 21) 同上, 22頁。
- 22) 同上, 10頁。
- 23) 同上, 9～10頁。
- 24) 石川県立工芸高等学校『七十年史』, 259頁。
- 25) 和田文次郎『金沢叢語』, 大正12年, 33頁。
- 26) 『石川県学事報告第二十号』。
- 27) 『明治文化全集』第十卷教育編, 改正教育令制定理由, 398頁。
- 28) 同上, 401頁。
- 29) 『明治以降教育制度発達史』第二卷, 482～483頁。
- 30) 石川県立工業高等学校『県工百年史』17頁。
- 31) 『中外工業新聞』第八十号(明治13年6月26日)。
- 32) 『中外工業新聞』第八十一号(明治13年7月10日)。
- 33) 石川県立工業高等学校『県工百年史』32頁。
- 34) 『文部省第九年報』付録38頁。
- 35) 『九谷焼産業と文化の歴史』『輪島市史』資料編第六卷, 輪島漆器資料。
- 36) 内山克巳『明治前期実業教育施策史の研究』東海大学出版会, 1972年, 204頁。
- 37) 『稿本金沢市史』学事篇第四, 1497頁。
- 38) 『石川県勸業第八年報』192頁～195頁。
- 39) 『石川県之産業』1003～1004頁。
- 40) 石川県立工業高等学校『県工百年史』48頁。
- 41) 『澳国博覧会参同紀要』第十二章「澳国博覧会後納富介次郎事歴」105頁。
- 42) 石川県議会史編纂委員会『石川県議会史』第一卷, 昭和44年3月, 857頁。
- 43) 同上, 895頁。
- 44) 同上, 895頁。
- 45) 同上, 899頁。
- 46) 実際に実施された工業学校費は年間7, 264円であった, 『石川県学事報告第二十一号』, 『石川県教育史』, 第一卷, 592頁。
- 47) 『澳国博覧会参同紀要』の下編第十二章「澳国博覧会後納富介次郎事歴」, 114頁。
- 48) 『石川県史』第四編, 355頁。
- 49) 石川県議会史編纂委員会『石川県議会史』第一卷, 昭和44年3月, 895頁。
- 50) 同上, 900頁。
- 51) 同上, 898頁。
- 52) 同上, 898頁。
- 53) 同上, 896頁。
- 54) 同上, 856頁。
- 55) 別稿(金沢大学社会環境科学研究科『社会環境科学研究』第五号)で詳しく論述したいと思う。
- 56) 石川県議会史編纂委員会『石川県議会史』第一卷, 昭和44年3月, 944頁。
- 57) 同上, 944頁。
- 58) 『石川県学事報告』第四十一号。
- 59) 『澳国博覧会参同紀要』の下編第十二章「澳国博覧会後納富介次郎事歴」, 115頁。
- 60) 石川県立工業学校『校友会誌第十六号創立二十五年記念号』。